

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 3 号に規定する手繰第三種漁業に該当する貝けた網漁業（規則第 15 条第 2 項の規定に基づく短期許可であって水流噴射式けた網を使用する漁業に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

貝けた網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

81 隻

(3) 船舶総トン数

5 トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

260 キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

(5) 操業区域

次のあ、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点あ 豊橋市御津 2 区南西端基標 No. 151-2

基点い 豊橋市神野新田町二十間川右岸堤防上基標 No. 156

基点え 豊橋市神野新田町北西角基標 No. 155

(ア) あから 261 度 38 分 757 メートルの点

(イ) いから 246 度 45 分 2,110 メートルの点

(ウ) いから 227 度 21 分 1,323 メートルの点

(エ) いから 239 度 32 分 1,129 メートルの点

(オ) いから 180 度 23 分 568 メートルの点

(カ) いから 215 度 19 分 698 メートルの点

(キ) いから 269 度 12 分 400 メートルの点

(ク) えから 270 度 0 分 650 メートルの点

(ケ) 豊橋市新西浜町南西端から東側海岸線 500 メートルの点

(6) 漁業時期

令和 7 年 9 月 30 日（火）から令和 7 年 11 月 30 日（日）まで

(7) 漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者とする。

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 第 1 種共同漁業権第 84 号の行使資格を有する者。

ウ 規則第 45 条に規定する許可を受ける者の従事者。

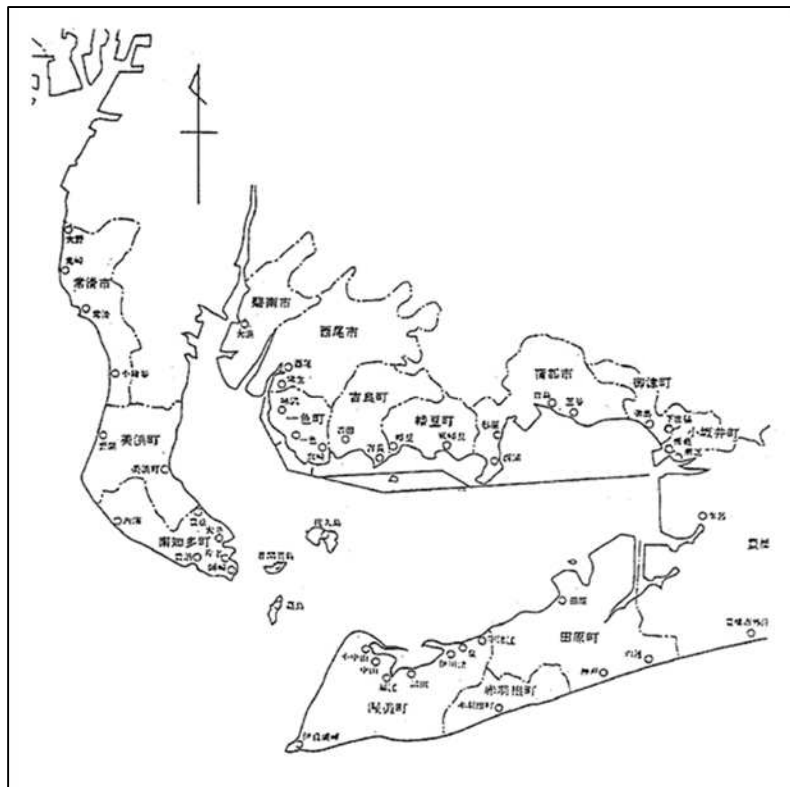
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）午前 8 時 45 分から令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時 30 分まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- ア 水流噴射に使用するポンプの動力は53キロワット以下でなければならない。
 - イ 水流噴射に使用するポンプの吐出口径は、6.35センチメートル以下でなければならない。
 - ウ 水流噴射に使用する漁具は、けた幅150センチメートル以下のもの1基でなければならない。
 - エ 水流噴射に使用するけたは、操業区域、定けい港及び別図に示す航行区域以外の海域において船舶に搭載してはならない。
 - オ 網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあつては、50センチメートルにつき105経以下）でなければならない。
 - カ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。
- (2) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。
- (3) 漁船に搭載されている水流噴射に使用するポンプの動力の出力（キロワット）は、当該動力の呼称出力（PS）又は計画出力（PS）に0.7355を乗じて得た値とする。

(別図)



令和7年9月18日

愛知県知事 大村秀章